

# ふじのくに多文化共生推進基本計画（案）

2022 年 3 月

静岡県

# 目 次

<b>第1章 計画の趣旨</b> .....	<b>P1</b>
1 計画策定の趣旨 .....	P1
2 計画の策定方法 .....	P1
3 計画の位置付け .....	P1
4 計画の期間 .....	P1
5 計画の進行管理 .....	P1
<b>第2章 外国人を取り巻く状況</b> .....	<b>P2</b>
1 本県の外国人県民の現況 .....	P2
2 多文化共生を取り巻く社会情勢 .....	P9
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>P13</b>
1 多文化共生推進の必要性 .....	P13
2 静岡県が目指す多文化共生社会(計画の目標) .....	P14
<b>第4章 施策の柱・方向性</b> .....	<b>P16</b>
1 多文化共生意識の定着 .....	P16
2 コミュニケーションの支援 .....	P18
3 危機管理体制の強化 .....	P21
4 生活支援の充実 .....	P24
5 外国人の子どもの教育環境の整備 .....	P27
6 社会参画の促進 .....	P30
7 働きやすい環境の整備 .....	P32
評価指標一覧 .....	P35
<b>第5章 計画推進体制</b> .....	<b>P36</b>
1 計画の進め方(推進体制) .....	P36
2 多文化共生推進に携わるそれぞれの役割 .....	P37
<b>参考資料</b> .....	<b>P40</b>
1 静岡県多文化共生推進基本条例 .....	P40
2 静岡県多文化共生審議会委員名簿 .....	P43
3 計画策定の経緯 .....	P44
4 静岡県多文化共生基礎調査結果 .....	P45

## 第1章 計画の趣旨

---

### 1 計画策定の趣旨

本県は、2008年12月に制定した「静岡県多文化共生推進基本条例」に基づき、多文化共生施策を総合的かつ計画的に実施するため、2011年3月（1期目）に「ふじのくに多文化共生推進基本計画」を策定しました。2014年3月に1期目の基本計画の見直しを行い計画期間を2017年度までに延長し、2018年3月に2期目の計画を策定しました。

この計画期間は2021年度までであることから、今後4年間の多文化共生社会の実現に向けた本県の取組を推進するため、社会経済情勢の変化やこれまでの取組の課題を踏まえて、新たな「ふじのくに多文化共生推進基本計画」を策定しました。

### 2 計画の策定方法

本計画は、県内経済界、学識経験者、外国人県民、医療福祉、子ども支援、地域、学校教育等の外部有識者15人の委員による「静岡県多文化共生審議会」において、審議していただきました。

また、外国人県民と日本人県民を対象とした多文化共生基礎調査をはじめ、県議会での議論やパブリックコメントなど、幅広い方々の意見や要望を反映しながら策定しました。

### 3 計画の位置付け

本計画は、静岡県多文化共生推進基本条例に基づき、多文化共生施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な項目について定めるものです。また、総合計画の分野別計画となっています。

### 4 計画の期間

2022年度から2025年度までの4年間とします。

### 5 計画の進行管理

本計画に掲げる施策の進行状況については、毎年度、進捗状況を把握・評価し、静岡県多文化共生推進基本条例第11条に基づき静岡県多文化共生審議会に報告するとともに、県ホームページ等で公表します。

また、今後の社会経済情勢の変化や国の施策の動向等によっては、計画期間内であっても、適宜、計画内容の見直しを行います。

## 第2章 外国人を取り巻く状況

### 1 本県の外国人県民の現況

静岡県における在留外国人数は、2020年末現在、99,629人です。

都道府県別では第8位、県総人口に占める割合は2.74%で、県民の約36人に1人が外国籍の住民という計算になります。県総人口に占める割合は、全国平均の2.29%を上回っています。

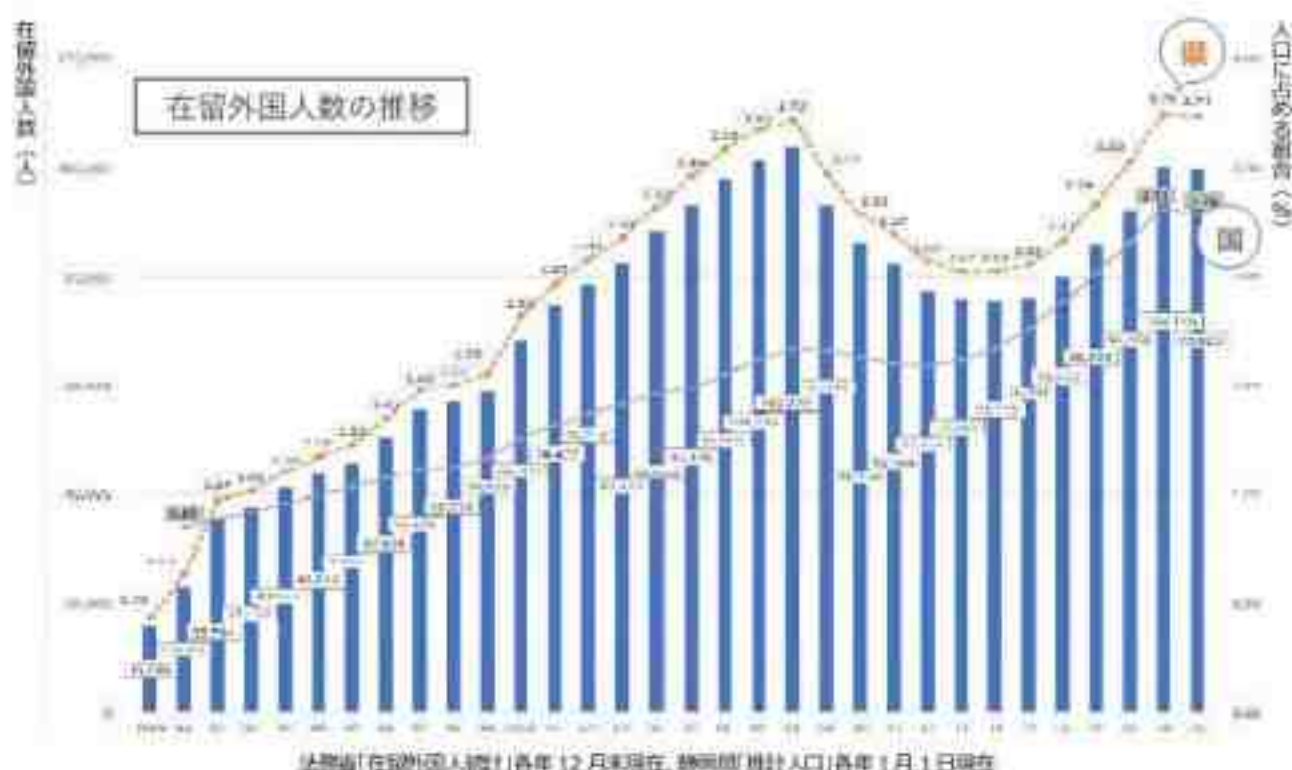
#### (1) 在留外国人数

静岡県内の在留外国人数は、1990年以降、毎年増加しましたが、2008年の経済危機以降減少傾向が続き、2015年末からは再び増加傾向に転じています。2019年末には、100,148人となりましたが、2020年末には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により新たな入国が規制されたことから99,629人となっています。

外国人人口上位8都府県と全国の状況

都府県名	在留外国人数	人口に占める割合
1 東京都	560,180	3.98%
2 愛知県	273,784	3.63%
3 大阪府	253,814	2.87%
4 神奈川県	232,321	2.51%
5 埼玉県	198,235	2.70%
6 千葉県	169,833	2.70%
7 兵庫県	114,806	2.10%
8 静岡県	99,629	2.74%
全国	2,887,116	2.29%

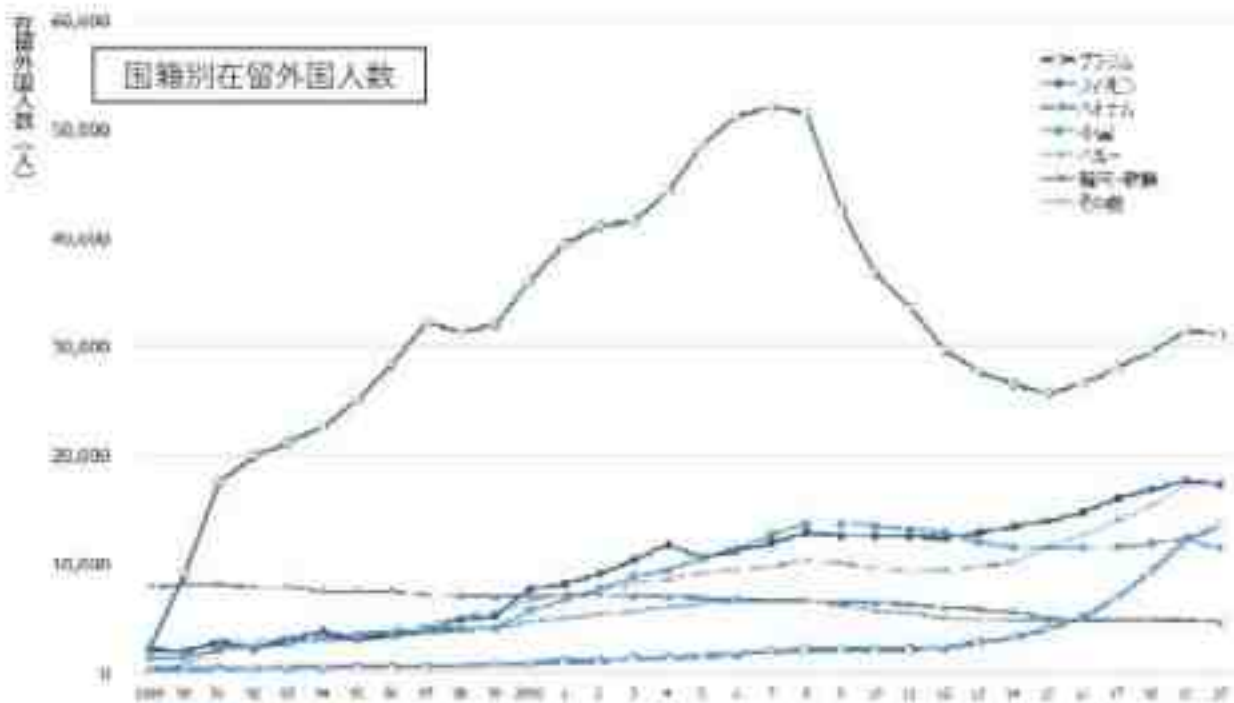
・在留外国人数(法務省在留外国人統計)は2020年12月末現在  
 ・人口に占める割合に使用した人口は国勢調査人口推計(10月1日現在)



## (2) 外国人県民の国籍

国籍別に見ると、ブラジル人が最も多いのは変わりませんが、2008年までは、県内在留外国人数の約半数を占めていたのに対し、現在は、3分の1程度に減少しています。2016年と比較するとフィリピン人は1.17倍、ベトナム人は2.67倍となっています。

国籍別割合



※2008年までの「中国」は台湾を含んだ数、2015年以降の「韓国・朝鮮」は韓国のみを表

(年)

※法務省在留外国人統計各年12月末

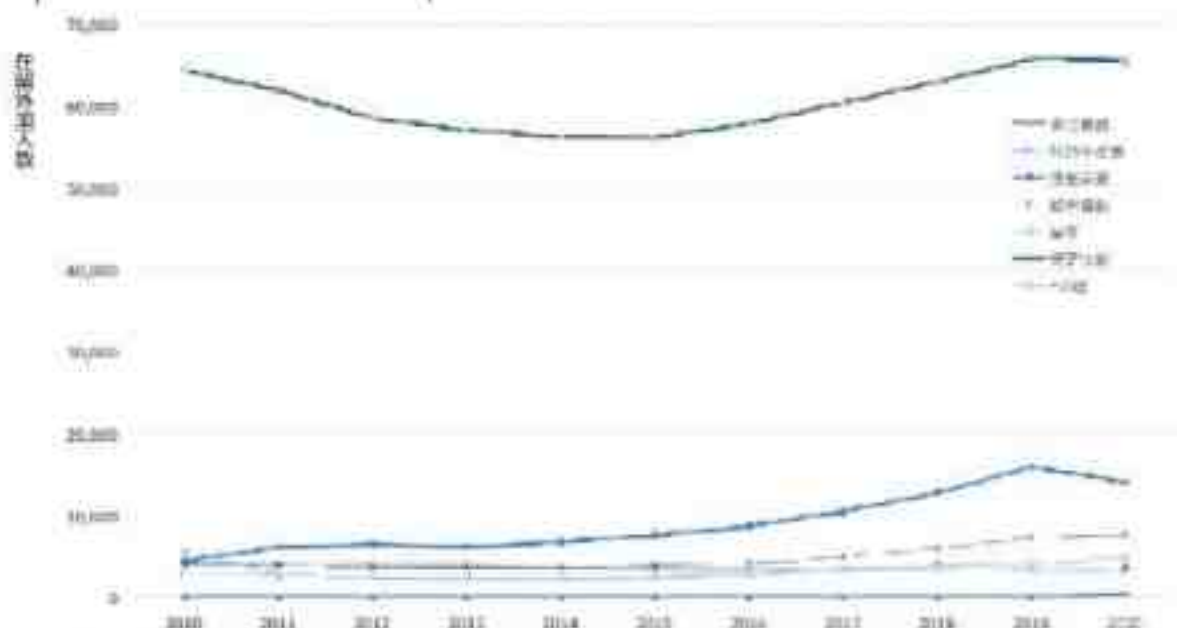
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
存在	8,073	19,493	21,028	23,689	26,238	28,788	31,338	33,888	36,438	51,000	45,000	37,000	33,000	29,000	25,000	21,000	17,000	13,000	11,000	10,000	11,000	12,000
ブラジル	7,814	8,740	9,671	10,602	11,533	12,464	13,395	14,326	15,257	49,800	42,000	33,000	29,000	25,000	21,000	17,000	13,000	11,000	10,000	11,000	12,000	
フィリピン	861	1,217	1,573	1,929	2,285	2,641	2,997	3,353	3,709	12,400	18,400	24,400	30,400	36,400	42,400	48,400	54,400	60,400	66,400	72,400	78,400	84,400
ベトナム	444	1,103	1,460	1,817	2,174	2,531	2,888	3,245	3,602	6,300	12,600	18,900	25,200	31,500	37,800	44,100	50,400	56,700	63,000	69,300	75,600	81,900
中国	1,475	2,029	2,683	3,337	3,991	4,645	5,299	5,953	6,607	13,200	14,400	15,600	16,800	18,000	19,200	20,400	21,600	22,800	24,000	25,200	26,400	27,600
ハルビン	1,378	1,897	2,416	2,935	3,454	3,973	4,492	5,011	5,530	6,049	6,568	7,087	7,606	8,125	8,644	9,163	9,682	10,201	10,720	11,239	11,758	12,277
韓国	638	638	638	638	638	638	638	638	638	638	638	638	638	638	638	638	638	638	638	638	638	638
その他	1,363	1,882	2,401	2,920	3,439	3,958	4,477	4,996	5,515	6,034	6,553	7,072	7,591	8,110	8,629	9,148	9,667	10,186	10,705	11,224	11,743	12,262

### (3) 外国人県民の在留資格

在留資格別で見ると、2020年末では、「身分資格」が65,453人と一番多く、全体の65.7%を占めています。

2016年と比較すると「技能実習」が1.62倍、「就労資格」が1.81倍となっています。

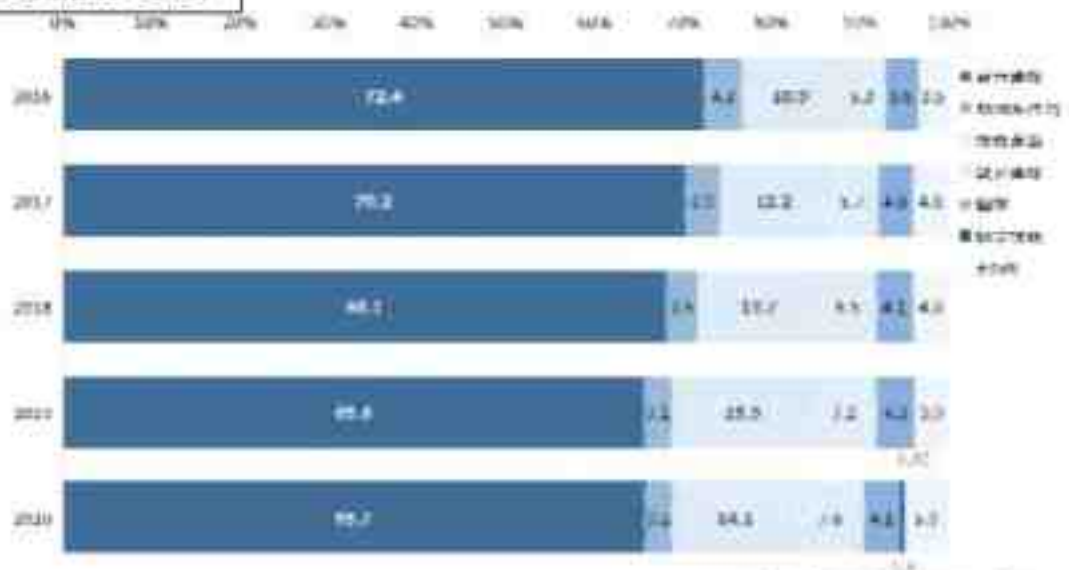
在留資格別在留外国人数



※就労資格「専門的・技術的知識の在留資格（入国法用語第1の1、2の2のイイイ、適用、技能実習を除く）  
 ※就学資格 永住者・13歳以上の留学者等・6歳以上の留学者等・生徒者 ※その他 文化活動・研修・家族滞在・特定活動

	法務省「在留外国人統計」(A)										
	各年12月末										
	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
身分資格	64,285	61,923	59,472	59,964	59,201	59,932	57,816	60,276	62,925	63,058	65,453
特別永住者	4,134	4,074	4,969	4,887	4,678	4,557	4,453	4,545	4,504	4,198	4,081
技能実習	4,387	4,687	6,499	6,248	6,792	7,346	8,394	10,482	12,711	15,543	18,075
就労資格	3,000	3,224	3,649	3,810	3,000	3,820	4,797	6,327	8,989	11,191	13,544
就学	2,986	2,753	2,491	2,536	2,540	2,699	2,904	3,416	3,829	4,196	4,007
家族滞在	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31	440
短期滞在(就学)	479	444	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	1,570	1,848	2,053	2,228	2,288	2,637	2,779	3,438	4,118	3,900	4,343
総数	66,738	62,784	62,522	62,867	62,175	62,681	65,294	68,936	72,413	76,148	79,523

在留資格別の割合



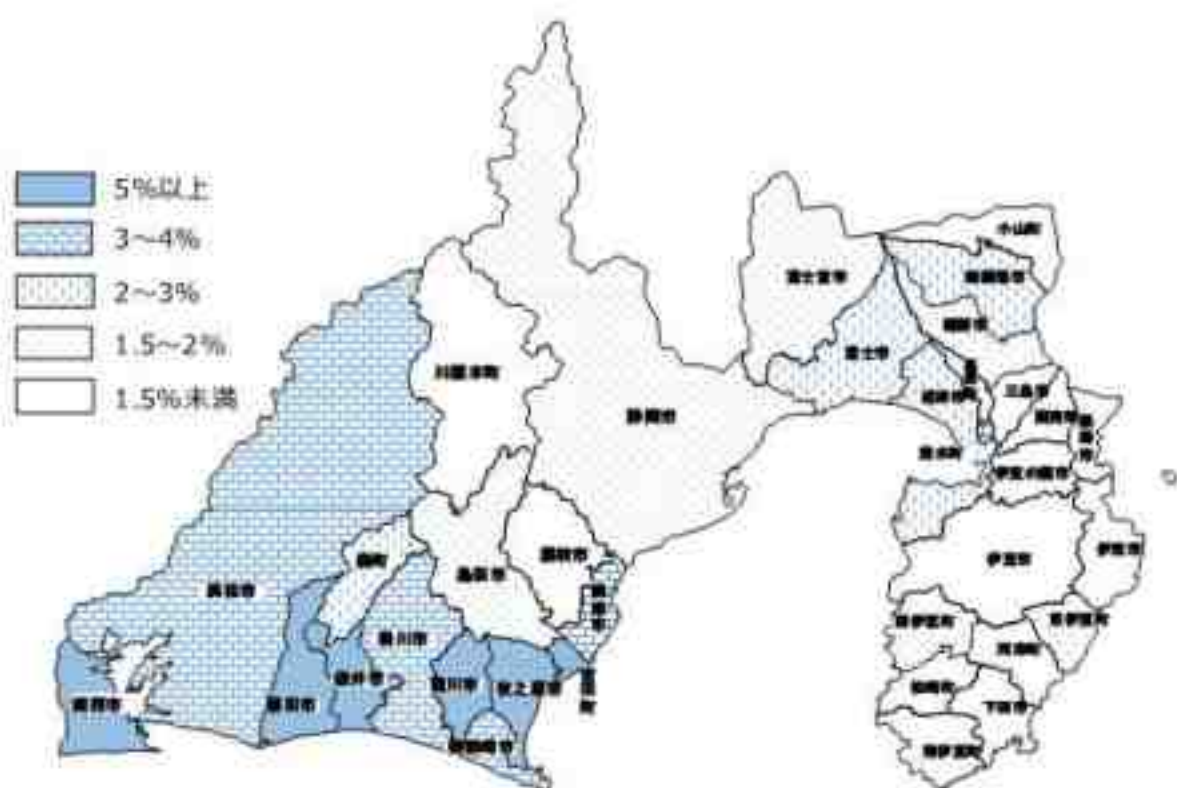
法務省「在留外国人統計」各年12月末

#### (4) 市町別在留外国人数

市町別に見ると、浜松市が26,352人と県内在留外国人数（99,629人）の4分の1以上（26.5%）を占め、次いで静岡市（11,144人）、磐田市（8,761人）の順となっています。

また、在留外国人比率が高い市町は、菊川市（7.90%）、湖西市（6.22%）、吉田町（6.08%）、袋井市（5.55%）、磐田市（5.29%）、牧之原市（5.22%）となっています。

市町別在留外国人数比率



市町別・国籍別在留外国人人数及び比率

\*法務省「在留外国人統計」2020年12月末

\*人口に占める割合に使用した人口は総務省人口統計「10月1日現在」

市町	総数	ブラジル	フィリピン	ベトナム	中国	韓国	インドネシア	ネパール	その他	在留外国人 比率(%)
静岡県	99,629	31,009	17,243	13,429	11,374	4,522	3,348	2,479	32,673	2.74
浜松市	26,352	9,345	4,020	3,506	2,582	1,142	1,011	335	6,241	3.34
静岡市	11,144	623	1,353	1,668	2,172	1,202	514	1,015	5,556	1.62
豊田市	8,761	5,130	1,246	640	507	112	310	28	1,569	5.23
富士市	6,032	1,369	1,004	1,077	726	383	79	143	2,267	2.47
谷井市	4,825	2,778	323	544	377	71	160	79	1,152	3.55
焼津市	4,771	855	1,875	683	461	96	143	57	1,383	3.50
掛川市	4,585	1,889	980	450	473	71	109	28	1,103	4.02
沼津市	4,513	216	1,167	702	699	351	100	154	1,852	2.40
菊川市	3,738	2,207	793	263	201	17	90	3	573	7.90
湖西市	3,591	1,946	211	365	146	34	243	19	788	6.22
御殿場市	2,469	469	558	287	384	150	48	41	869	2.85
富士宮市	2,411	415	240	627	370	83	100	85	1,180	1.89
牧之原市	2,252	1,305	333	248	167	16	31	1	462	5.22
藤枝市	1,805	265	343	216	344	92	57	38	709	1.28
吉田町	1,746	325	413	310	234	12	52	121	608	6.06
藤田市	1,508	202	345	305	266	43	78	37	693	1.58
三島市	1,417	172	196	214	210	158	32	31	614	1.32
清水町	1,325	154	712	168	70	31	2	7	271	4.18
御前崎市	1,079	364	374	113	82	12	35	6	242	3.52
裾野市	778	127	116	141	123	32	7	6	303	1.54
伊東市	681	6	153	54	115	65	20	38	254	1.05
熱海市	672	20	75	117	109	86	6	105	318	1.90
伊豆の国市	645	34	108	172	93	45	23	23	333	1.39
藤原町	461	27	61	75	109	24	7	14	265	1.07
森町	384	88	21	149	67	9	10	0	230	2.21
田原町	376	12	59	120	46	29	32	0	227	1.02
伊豆市	296	14	50	34	61	24	15	21	134	1.04
小山町	243	41	22	72	20	27	12	0	131	1.33
下田市	226	7	42	21	21	23	4	8	69	1.10
東伊豆町	203	4	11	39	36	12	10	30	97	1.28
西伊豆町	118	1	13	16	45	6	0	10	67	1.67
川根町	89	1	13	11	39	1	3	7	54	1.45
河津町	56	0	2	15	7	5	2	2	29	0.84
南伊豆町	49	0	4	5	5	7	1	4	18	0.63
松崎町	28	0	5	2	8	1	1	0	12	0.47



## (5) 外国人児童生徒数

外国人児童生徒数は、2016年には5,098人でしたが、2020年には6,582人（1.29倍）になっています。小学校、中学校、高等学校のいずれも増加しており、特に小学校の児童数が増加しています。

日本語指導が必要な児童生徒数は、2016年の1,371人に対し、2020年は2,332人となっています。また、日本語指導が必要な児童生徒の割合は2016年の57.0%から2020年には71.4%となっています。



各年、静岡県市町立特別支援学校（特別的教育課程編成）の人数調査（公立）  
 \* 人数は外国籍（日本籍）であって、日本語指導が必要な児童生徒数  
 \* 割合は日本語指導が必要な児童生徒/外国籍の児童生徒数

## (6) 留学生数

大学等高等教育機関や専修学校・日本語教育機関に在籍する留学生数は2016年の2,373人から2020年は3,939人と1.66倍に増加しました。特に専修学校の留学生数は、2016年（636人）と比べて2020年（1,541人）は2.42倍に増加しています。



## (7) 外国人労働者数

外国人労働者数は、2016年の46,574人から2020年には65,734人と1.41倍となっています。同様に、外国人を雇用する事業所も2016年（5,755箇所）から2020年（8,589箇所）と1.49倍に増加しています。



## 2 多文化共生を取り巻く我が国の社会情勢

### (1) 在留外国人の状況

1990年の「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」の施行により、3世までの日系人とその家族に対して「定住者」または「日本人の配偶者等」という、就労を含めて日本での活動に制限のない在留資格が与えられることになり、本県などの製造業の集積地において南米日系人をはじめとした外国人が大幅に増加しました。

その後、2008年の経済危機や2011年の東日本大震災の影響で減少傾向となりました。我が国の景気の回復に伴い、2013年から在留外国人数は、再び増加し始めました。法務省の在留外国人統計によると、全国の在留外国人数は、2019年末には、2,933,137人となり、統計を取り始めた1969年以来、最大値となりました。2020年末には新型コロナウイルス感染症の影響のため、2,887,116人となり、前年に比べ46,021人（1.6%）減少しました。

新型コロナウイルス感染症の流行は、在留外国人数が減少しただけでなく、雇用や医療・福祉など、外国人住民の日常生活に大きな影響を及ぼしています。特に、必要な情報を入手しづらいことや医療機関や行政機関におけるコミュニケーションが大きな問題となっていることが改めて浮き彫りとなっています。

また、外国人住民（特別永住者を除く）を在留資格別に見てみると、2020年末には、身分資格\*に基づく者が1,194,486人（41.3%）と最も多く、次いで技能実習が378,200人（13.1%）、技術・人文知識・国際業務が283,380人（9.8%）となっています。また、技能実習及び技術・人文知識・国際業務による在留資格の者が2016年末と比較すると、それぞれ1.6倍（378,200人）、1.7倍（283,380人）に増加しています。また、これらの資格の増加に伴い、ベトナム人が顕著に増加しています。

\* 身分資格：永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

### (2) 2016年（第2期ふじのくに多文化共生推進基本計画策定時）以降の国の動き

2016年、2018年の入管法改正により、介護、特定技能の在留資格が創設され、外国人の増加が予想される中、国内での生活環境を整備する「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が2018年に閣議決定され、その後、充実、改定がされました。

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」では、生活者としての外国人に対する支援や外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組、新たな在留管理体制の構築等が示されたほか、2019年に施行された「日本語教育の推進に関する法律」では、国、県等の責務が明記されるなど、外国人との共生社会実現に向けた環境整備の方向性を国が明確に示しています。

さらに、社会経済情勢が変化する中で、都道府県及び市区町村における多文化共生

の推進に係る指針・計画の策定に資するため、総務省は、2020年9月に「地域における多文化共生推進プラン」を改訂しました。

2020年には、法務省が、「外国人在留支援センター（F R E S C）」を、東京都新宿区に開設し、日本で暮らし、活躍する外国人の在留を支援する体制を整備しました。

■多文化共生に関する国の動き

年	月	区分	項目	内容
2016	5月	議員立法	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本以外の出身者、その子孫を対象にした不当な差別的言動を解消するための総合的な施策の策定と実施を国に義務化</li> <li>・地方自治体には実情に応じた相談体制、教育、啓発活動等を努力義務化</li> </ul>
	11月	法務省 厚労省	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律	①適正化（基本方針の策定、監督の強化、外国人技能実習機構の設立）、②制度の拡充（5年の実習可能に）。その他、地方自治体に努力義務、地域協議会の設置等を規定
		法務省	出入国管理及び難民認定法を改正する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在留資格「介護」の創設（介護福祉士の資格を取得した留学生の就労が可能に）（2017年9月1日施行）</li> <li>・偽装滞在者対策の強化</li> </ul>
	12月	文科省	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律	基本理念として「年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保する」ことが掲げられ、「夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等」を規定（2017年2月14日施行）
2018	7月	内閣官房	外国人材の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針	6月の「骨太方針2018」を踏まえ、定められた基本方針 <基本的な方針> 法務省が外国人の受入れ環境の整備に関する企画・立案並びに総合調整を行い、その司令塔的機能の下、関係府省が連携を強化し、地方公共団体とも協力しつつ外国人の受入れ環境の整備を効率的・効果的に進める。
			外国人材の受入れ・共生のための総合的対策（検討の方向性）(案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多文化共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動</li> <li>・生活者としての外国人に対する支援</li> <li>・外国人材の円滑な受入れの促進に向けた取組</li> <li>・新たな在留管理体制の構築</li> </ul>

年	月	区分	項目	内容
2018	12月	法務省	出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 在留資格、「特定技能1号」、「特定技能2号」の創設</li> <li>2 法務省の外局として、「出入国在留管理庁」を新設</li> </ol> 2019年4月1日施行
			外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策	外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進するため、国が取りまとめ <ol style="list-style-type: none"> <li>1 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等</li> <li>2 生活者としての外国人に対する支援</li> <li>3 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組</li> <li>4 新たな在留管理体制の構築</li> </ol>
2019	6月	文化庁	外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実	「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に盛り込まれた施策を着実に推進するとともに、その取組を更に充実させる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進</li> <li>2 共生社会実現のための受入環境整備</li> </ol>
			日本語教育の推進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語教育に関する基本理念を定め、国は基本理念にのっとり、日本語教育施策を総合的に推進</li> <li>・国は日本語教育の推進に関する基本方針を定め、地方自治体は基本方針を参酌し、基本方針を定める</li> <li>・事業主は、雇用する外国人及びその家族に対し、日本語学習の機会提供と学習支援に努める</li> </ul>
			外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策	「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を2019年6月に策定した「総合的対応策の充実」の方向性に沿って改訂 <ul style="list-style-type: none"> <li>・技能試験の受験機会の拡大等</li> <li>・一元的相談窓口に係る地方公共団体への支援拡大</li> <li>・やさしい日本語活用に関するガイドラインの作成等</li> </ul>
2020	6月	文化庁	日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針	「日本語教育の推進に関する法律」第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として策定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国及び地方公共団体、事業主の責務</li> <li>・国内外における日本語教育の機会の拡充 等</li> </ul>

年	月	区分	項目	内容
2020	7月	法務省	外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策	<p>世下の新型コロナウイルス感染症への対応を適切に行いつつ、引き続き、外国人材を円滑かつ適正に受入れ、受入れ環境を更に充実させる観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」を策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定技能制度に関する周知・広報</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、必要事項の周知徹底</li> <li>・行政・生活情報の多言語化・やさしい日本語化、相談体制の充実</li> <li>・日本語教育の充実 等</li> </ul>
	9月	総務省	地域における多文化共生推進プラン	<p>地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の見直し等を行い、多文化共生施策を推進するため、2006年3月策定の「地域における多文化共生推進プラン」を改訂</p>
2021	6月	法務省	外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大等で明らかになった課題も踏まえ、受け入れた外国人材の受入れ環境を更に充実させる等の観点から策定（197施策）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共生社会の実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び方策等に関する工程表の作成</li> <li>・留学生が多く在籍する、日本語教育機関、専門学校等や外国人を雇用する職場における抗原簡易キットを活用した検査の実施等</li> <li>・在留外国人へのワクチン接種の周知広報、接種案内の確実な送付、多言語による相談対応体制の確保等</li> </ul>

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 多文化共生推進の必要性

本県の人口は2007年をピークに減少を続け、2060年には239万人になると推計され、労働人口の減少・少子高齢化などの課題に直面しています。また、外国人県民の国籍や在留資格等の変化、新たな在留資格「特定技能」の創設や日本語教育の推進に関する法律の施行等国の動きや社会情勢も変化しています。

外国人県民の数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年末には一時的に減少に転じましたが、将来的には再び増加が見込まれることから、「外国人県民」=生活者や地域住民という視点で、外国人県民も地域社会の構成員として社会参画を促す仕組みを構築し、文化や習慣の違いを理解し合い、誰にとっても暮らしやすい「多文化共生の地域づくり」を進める必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、行政機関や医療機関等でスムーズに意思疎通が図れることが最も重要であることが明らかとなりました。地震などの自然災害にも備えて「言葉の壁」の解消を進めていく必要があります。

静岡県では、SDGsの理念や静岡県多文化共生推進基本条例に基づき、県内に居住する外国人及び日本人が誰一人取り残されることなく、相互に理解し合い、安心して暮らすことに加えて、誰もがいきいきと活躍できる「外国人よし」「地域よし」「企業よし」の三方よしの多文化共生社会の実現を目指します。

- ✓安心・快適な暮らし
- ✓日本語や技術・技能を身に付け、いきいきと活躍

外国人よし

三方よしの多文化共生社会

地域よし

- ✓地域コミュニティや活動の活性化
- ✓地域活動の新たな担い手の確保

企業よし

- ✓新たな人材の確保
- ✓働き場の活性化・生産性の向上

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS  
持続可能な開発目標17の目標



## 2 静岡県が目指す多文化共生社会

静岡県の多文化共生を取り巻く現状や静岡県多文化共生推進基本条例の趣旨を踏まえ、次のように、計画の基本目標を掲げます。

### ■計画の基本目標

静岡県内に居住する外国人及び日本人が、相互に理解し合い、誰一人取り残されることなく、安心して快適に暮らし、能力を発揮することができる多文化共生社会の実現を目指す。

### ■施策の柱

基本目標を実現するために、7つの施策の柱を掲げます。

#### 共通

- 1 多文化共生意識の定着  
外国人県民と日本人県民とが互いの文化的背景や生活習慣を理解し合う機会を創出します。
- 2 コミュニケーションの支援  
外国人県民との円滑なコミュニケーションのため、「言葉の壁」の解消を図り、必要な情報を提供する体制を整備します。

#### 安心

- 3 危機管理体制の強化  
新型コロナウイルス感染症や自然災害の発生など生活を脅かす課題に対応します。
- 4 生活支援の充実  
相談体制の充実を図るなど、生活全般にわたる支援の充実を図ります。

#### 活躍

- 5 外国人の子どもの教育環境の整備  
外国につながる子どもの教育環境の整備を図ります。
- 6 社会参画の促進  
外国人県民が地域社会の一員として主体的に参画できる環境を整備します。
- 7 働きやすい環境の整備  
外国人県民が、働きやすい環境を整備します。



## ■施策の柱・方向性

### 共通

#### 1 多文化共生意識の定着

- 外国人県民と日本人県民がお互いに交流したり、異文化を学びあう機会の創出
- 地域日本語教育を通じた多文化共生の場づくりの推進

#### 2 コミュニケーションの支援

- 「やさしい日本語」の普及・活用促進
- 日本語教育体制の構築
- 「やさしい日本語」及び多言語による情報提供

### 安心

#### 3 危機管理体制の強化

- 感染症、防災情報の周知、防災について学べる環境の整備
- 防犯や交通安全対策の推進や相談体制の整備

#### 4 生活支援の充実

- 相談体制の整備や関係機関との連携の強化
- 安心して医療・保健・福祉等のサービスを受けられるよう支援

### 活躍

#### 5 外国人の子どもの教育環境の整備

- 就学促進、学びの継続のための指導体制確保及び充実
- 進路選択やキャリア形成への支援

#### 6 社会参画の促進

- 地域活動への参加の促進
- 留学生等が地域で活躍できる環境の整備

#### 7 働きやすい環境の整備

- 職場内コミュニケーションの円滑化や適正な労働環境の整備
- 就業機会の確保のための就業支援や相談体制の充実

## 第4章 施策の柱・方向性

### 1 多文化共生意識の定着[共通]



すべての外国人県民と日本人県民とがお互いの文化・習慣を理解し、尊重できる社会をつくります。

指 標	現状値	目標値
地域日本語教育を通じて多文化共生の場づくりに取り組む市町数	4市町 (2020年)	19市町 (2025年)

#### ■現状と課題

○地域で暮らす外国人（日本人）について、どの程度親しみを感じますか。

（多文化共生基礎調査 日本人調査単数回答 n=415 外国人調査単数回答 n=1,593）



外国人県民が日本人県民に親しみを感ずる割合は、「とても感じる」と「どちらかといえば感じる」を合わせると73.7%です。一方、日本人県民が外国人県民に親しみを感ずる割合は40.0%であり、その差は33.7ポイントとなっています。

外国人県民と日本人県民が交流したり、異文化を学び合う機会を通して互いに「共生」の意識を高めることが必要となります。お互いの違いを認め合いながら、よりよい社会を築いていこうとする意識の定着が求められます。

#### ■これまでの取組

- ▷ 子どもたちが外国の文化や習慣を知り、多様性を理解するとともに外国人県民への関心や親しみを高めるために、国際交流員などが「世界の文化と暮らし出前講座」を開催しています。
- ▷ 地域の国際化を推進するために、県内の大学に在籍する留学生をふじのくに親善大使に委嘱し、学校訪問や各地の国際交流イベントに参加しています。
- ▷ 多文化共生の拠点として、地域住民が関わる初期日本語教室を全県的に広めています。

- ▷ 新型コロナウイルスに係る「STOP! 誹謗中傷アクション」をはじめ、あらゆる誹謗中傷、差別を解消するために、心のUDの普及啓発及び実践を促進しています。
- ▷ 人権教育の推進を図るため、人権教育担当者研修会等教職員を対象とした研修会を開催しています。また、教職員及び児童生徒が人権についての理解を深め、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができ、行動に表れることを目指し、校内研修や授業等で活用できる「人権教育の手引き（人権教育指導資料）」を作成しています。
- ▷ 人権意識の高揚を図る啓発指導者を育成し、地域や職場での外国人県民等の人権に関する啓発を推進しています。

## ■施策の方向性とこれからの取組

**方向性 1** 年齢や住んでいる地域に関わらず、お互いの文化を理解し、多様性を認め合うために、外国人県民と日本人県民とがお互いに交流したり、学びあう機会を創出します。

- 取組 1**
- ▶ 全ての県民が県内のどこに住んでいても、国際交流イベントや異文化理解の学びの場に参加できるよう、外国人県民が多く住んでいない地域での開催や大人向けの出前講座等の取組を推進します。
  - ▶ 全ての子どもたちが、国際社会に対する関心を高め、異なる文化や習慣を受け入れられる意識を醸成するために、市町と連携し、JETプログラム等を活用して取組を推進します。
  - ▶ 企業内において、異文化理解の取組を促進するよう、講座の開催や先進的な取組事例を幅広く情報発信するなど、企業との協働を促進します。
  - ▶ 学校や地域社会において、人権尊重の精神が根付くよう、多様性への理解の促進など、人権教育を通じた取組を進めます。
  - ▶ 外国人県民を含む全ての人があらゆる誹謗中傷や差別を受けないよう心のUDの啓発・実践を促進します。

**方向性 2** 地域住民が関わる地域日本語教室を活用した多文化共生の場づくりを進めます。

- 取組 2**
- ▶ 2019年6月に施行された「日本語教育推進法」をひきま、次のとおり多文化共生社会の実現に寄与する日本語教育の場づくりを推進します。
    - ┆ 地域住民が日本語教育の場に関わる地域日本語教室の設置を促進します。
    - ┆ 日本語教室を各地に根付かせ、地域の多文化共生の拠点としての機能を発揮できるよう、県、市町、国際交流協会、日本語教育機関、地域住民などが連携して運営します。

## 2 コミュニケーションの支援 [共通]

あるべき姿

「言葉の壁のない静岡県」を実現します。

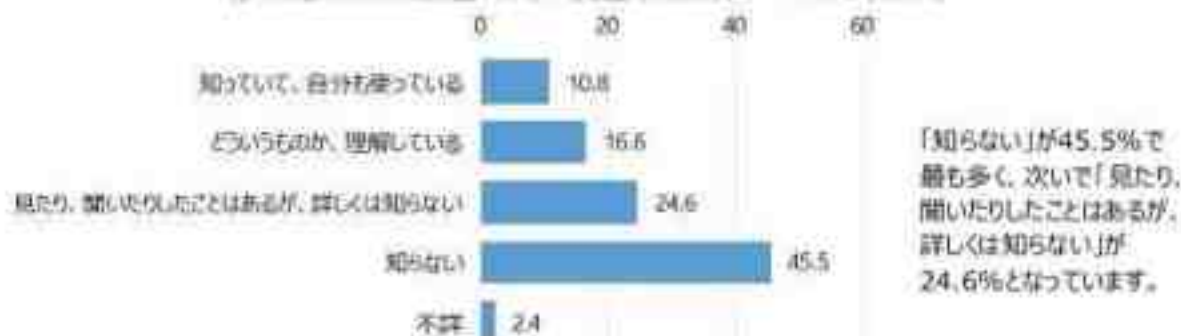
希望する外国人県民が基礎的な日本語を学べる環境を整備します。

指標	現状値	目標値
SNS等を活用した「やさしい日本語」及び多言語による外国人向け情報提供数	455件 (2020年)	500件 (毎年度)

### ■現状と課題

○あなたは、「やさしい日本語」を知っていますか。

(多文化共生基礎調査 日本人調査単数回答 n = 415 単位%)



○外国人住民と日本住民との相互理解を深めるために、あなたは以下のことをどの程度したいと思いますか。A～Fのそれぞれについて教えてください。

(多文化共生基礎調査 外国人調査単数回答 n = 1,593)



■とてもしたい ■ややしたい ■あまりしたい ■したくない ■不詳

「おおいにしたい」と回答したのは、「A 日本語を学ぶ」が45.6%で最も多く、次いで「B 日本の文化、生活習慣を理解するようにつとめる」が45.3%、「D おいさつなど、日頃から近所の人達と交流する」が37.8%となっています。

コミュニケーションの円滑化のため、「やさしい日本語」の普及・活用推進と外国人県民が日本語を学ぶ環境の整備が必要となります。「言葉の壁」を解消し、安心して生活できる環境の整備が求められます。

## ■これまでの取組

- ▷ 県・市町職員や民間企業等への「やさしい日本語」普及活用を図るため、研修会の開催や手引きを作成しています。
- ▷ 県及び市町におけるやさしい日本語の利活用を促進するため、やさしい日本語アドバイザーを設置しています。
- ▷ 普及啓発のため、動画「話そう、やさしい日本語」をウェブサイトに掲載し、「やさしい日本語」のキャラクター「やさ日富士夫くん」を作成しています。
- ▷ 地震などの災害時に、外国人県民に対してわかりやすく情報を提供できるよう、県内のコミュニティ FM 局と連携して、「やさしい日本語」による番組作成や放送ができる体制の整備を進めています。
- ▷ 静岡県地域日本語教育推進方針に基づき、日本語に不慣れな外国人県民が県内のどこに住んでいても、日本語教育を受けられるよう、モデル教室の設置やその成果を共有することで、地域日本語教育の普及を進めています。
- ▷ 外国人県民が県からの情報を得られるようにするため、「外国人県民への情報提供に関するガイドライン」を策定し、多言語による情報を「静岡県多言語情報ポータルサイト かめりあ<sup>®</sup>」に掲載しています。

## ■施策の方向性とこれからの取組

**方向性 1** 「やさしい日本語」が外国人県民への情報提供やコミュニケーションに、より広く用いられるよう、行政だけでなく企業、コミュニティにおける普及を促進します。

- 取組 1**
- ▶ 企業における「やさしい日本語」の普及や活用を推進するため、研修会の開催や、手引きや動画などを提供します。
  - ▶ 地域コミュニティにおけるコミュニケーション支援のため、市町と連携して自治会の加入やゴミ捨てなどに関する「やさしい日本語」のちらしの作成等を支援します。

**方向性 2** 外国人県民が日常生活において、日本語で必要なコミュニケーションをとることができるよう、市町や日本語教育関係者と連携して、日本語教育推進体制の構築を進めます。

**取組 2** ▶ 2019年6月に施行された「日本語教育推進法」をふまえ、次のとおり日本語の教育体制の充実を図ります。

┆ 県内どこに住んでいても、希望する全ての外国人県民が生活に必要な最低限の日本語を身に付けることができる環境を整備します。

┆ 外国人児童生徒等が、生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし、未来を切り拓くために、学校等における適切な日本語教育を受けることができる体制の充実を図ります。

┆ 職場等において外国人労働者との効果的なコミュニケーションを図れるよう、企業における日本語教育を促進します。

▶ 地域日本語教育を一層推進するため、モデル教室の設置とその日本語教室で活躍してもらうための人材の育成をセットで実施します。また、その成果を他の市町にも普及したり、地域日本語教育総括コーディネーターによるアドバイスの提供などの支援を行います。

▶ 外国人県民が少ない市町においては、文化庁で開発したオンライン教材の普及に努めます。

▶ 地域日本語教育に関わる人材を確保し活用するため、人材情報バンクをさらに充実します。

**方向性 3** 外国人県民が「やさしい日本語」及び多言語により、生活に必要な情報を入手できる体制を充実します。

**取組 3** ▶ 「静岡県多言語情報ポータルサイト かめりあ<sup>①</sup>」により、発信する情報件数の増加を図ります。

▶ 外国人県民とのコミュニケーションの円滑化を図るため、県・市町職員を対象に、やさしい日本語研修を継続するとともに翻訳機等の活用に関する研修を実施します。

▶ 上記の取組を企業や団体にも広がります。

### 3 危機管理体制の強化 [安心]

あるべき姿

外国人県民が災害時や緊急時に自ら助け、共助の担い手となるように体制を整備し、外国人県民と日本人県民とが助け合う社会をつくります。

外国人県民が、交通事故や犯罪に巻き込まれることのない社会を目指します。

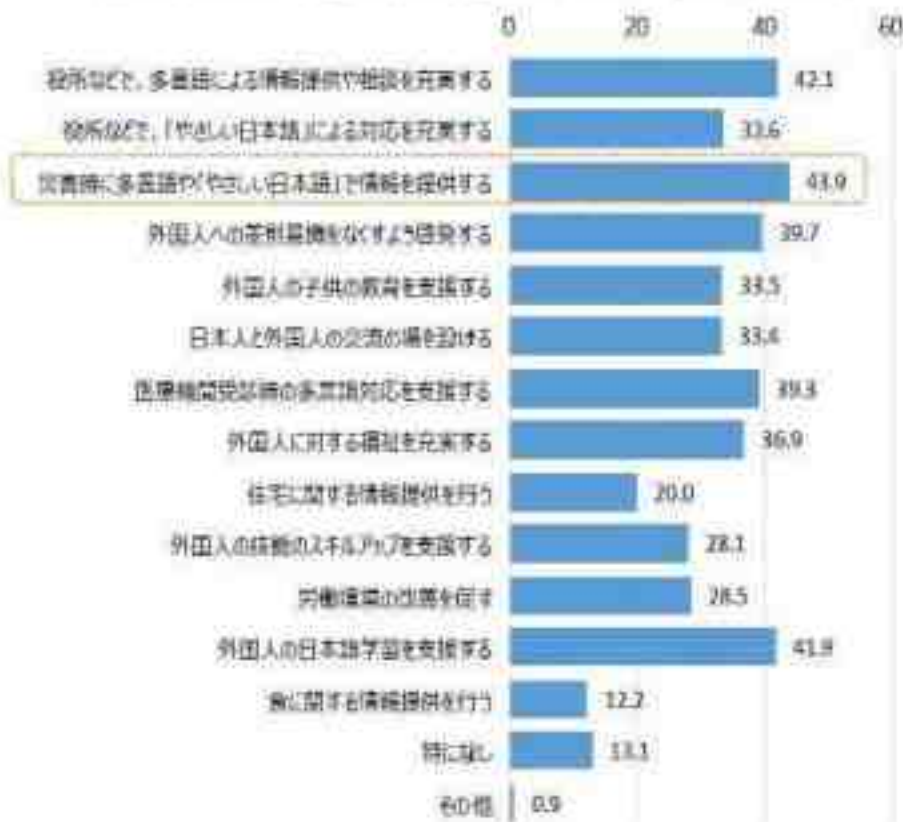
指 標	現状値	目標値
外国人向けに早期避難に必要な情報を提供している市町の数	30 市町 (2020 年)	全市町 (2025 年)

指 標	現状値	目標値
外国人を雇用する企業等と連携した防災出前講座の開催回数	— (2020 年)	10 回 (毎年度)

#### ■現状と課題

○市役所や県に対してどのような行政サービスを望みますか。

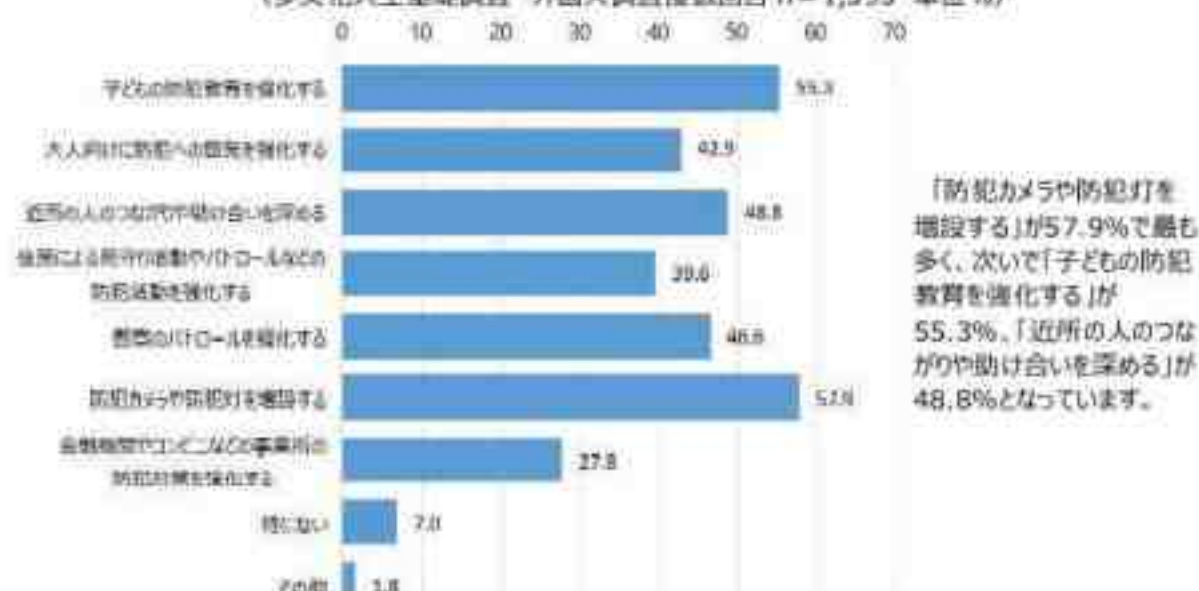
(多文化共生基礎調査 外国人調査複数回答 n=1,593 単位%)



「災害時に多言語や「やさしい日本語」で情報を提供する」が43.9%と一番多くなっています。

○あなたは、地域の犯罪を減らすために、必要なことは何だと思えますか。

(多文化共生基礎調査 外国人調査複数回答 n = 1,593 単位%)



非常時には、外国人県民・日本人県民に関わらず、誰一人取り残されないという視点が一層必要になります。感染症や自然災害等の発生時に、外国人県民が必要な支援を受けられるだけでなく、外国人県民と日本人県民とが助け合い、危機を共に乗り越えようとする体制の強化が求められます。

## ■これまでの取組

- ▷ 外国人県民に対して、「やさしい日本語」や多言語により、感染予防策や注意喚起を呼びかけています。また、新型コロナウイルスの感染症に罹患を心配している外国人県民の不安に寄り添うため、毎日24時間、相談できる新型コロナウイルスホットラインを設置しています。
- ▷ 外国人県民を対象とする防災出前講座を開催し、防災に対する日頃の備えや災害発生時の対応等に関する知識の普及や啓発に努めています。
- ▷ 地震などの災害時に、外国人県民に対してわかりやすく情報を提供できるよう、県内のコミュニティFM局と連携して、「やさしい日本語」による番組作成や放送ができる体制の整備を進めています。【再掲】
- ▷ 外国人県民が、地震等の災害発生時に「やさしい日本語」や多言語で情報を入手できるよう、防災アプリ「静岡県防災」の利活用を進めています。
- ▷ 外国人県民が日本のルール等を理解できるよう、交通安全パンフレットや防犯対策のための犯罪被害の手引き等を「やさしい日本語」及び多言語版で作成する等の取組を進めています。
- ▷ 土砂災害警戒情報補足情報システムについて、災害情報の多言語化と「やさしい日本語」による表示への対応を進めました。
- ▷ 性暴力等の被害者からの相談を受け、関係機関が連携し医療、心理的ケアなどの支援を行うワンストップセンター等を運営しています。



## ■施策の方向性とこれからの取組

**方向性 1** 外国人県民に対する平時からの感染症、防災情報の周知等の危機対策を推進します。また、地域や企業で防災について学べる環境を整備します。

- 取組 1**
- ▶ 感染症について、外国人県民が必要な情報を受け取り、多言語で相談できる体制を引き続き整備します。
  - ▶ 外国人県民が「やさしい日本語」及び多言語で非常時の各種緊急情報等の通知を受け取れるよう、静岡県防災アプリ「静岡県防災」の普及を図ります。また、同アプリの学習コンテンツの多言語化を進め、日頃から防災に関する知識を習得できる環境を整備します。
  - ▶ 外国人県民に配慮した避難所運営体制の充実に向け、市町の取組みを促進します。
  - ▶ 災害時における「言葉の壁」を解消するために、外国人県民に対し、「やさしい日本語」及び多言語により災害関連情報等を提供する体制を整備します。
  - ▶ 防災に対する日頃の備えや災害発生時の対応等に関する知識の普及啓発及び地域防災の担い手を育成するため、市町や企業と連携し、外国人県民向けの防災講座を一層充実します。
  - ▶ 静岡県土木総合防災情報や土砂災害警戒区域標識等について、「やさしい日本語」及び多言語による表示への対応を進めます。

**方向性 2** 外国人県民が関係する交通事故や事件を防止するための施策の推進及び犯罪被害者等のための相談体制を整備します。

- 取組 2**
- ▶ 外国人県民に対する交通安全について広報啓発活動を推進するために、関係機関と連携し、交通安全教育の実施や広報・啓発活動の「やさしい日本語」及び多言語化を進めます。
  - ▶ 外国人県民に対する犯罪被害等に関する各種支援のため、広報誌等を多言語版で作成し周知する取組を進めます。
  - ▶ 「静岡県多文化共生総合相談センター かめりあ」等との連携により、外国人県民の相談等に的確に対応します。

## 4 生活支援の充実【安心】

あるべき姿

外国人県民も安心して暮らせるように、日常生活で必要となる知識や情報を提供するとともに、外国人県民からの様々な相談に対応できる環境を整備します。

外国人県民が、日本人県民と同様に医療や保健、福祉等のサービスを受けることのできる環境を整備します。

指 標	現状値	目標値
かめりあによる出張相談会・専門家による相談会の開催回数	9回 (2020年)	9回 (毎年度)

指 標	現状値	目標値
県の電話医療通訳事業により外国人患者受入環境を整備した救命救急センター設置病院の割合	27.3% (2020年)	100% (2025年)

### ■現状と課題

○あなたが困ったときの相談先はどこですか。

(多文化共生基礎調査 外国人調査複数回答 n = 1,593 単位%)



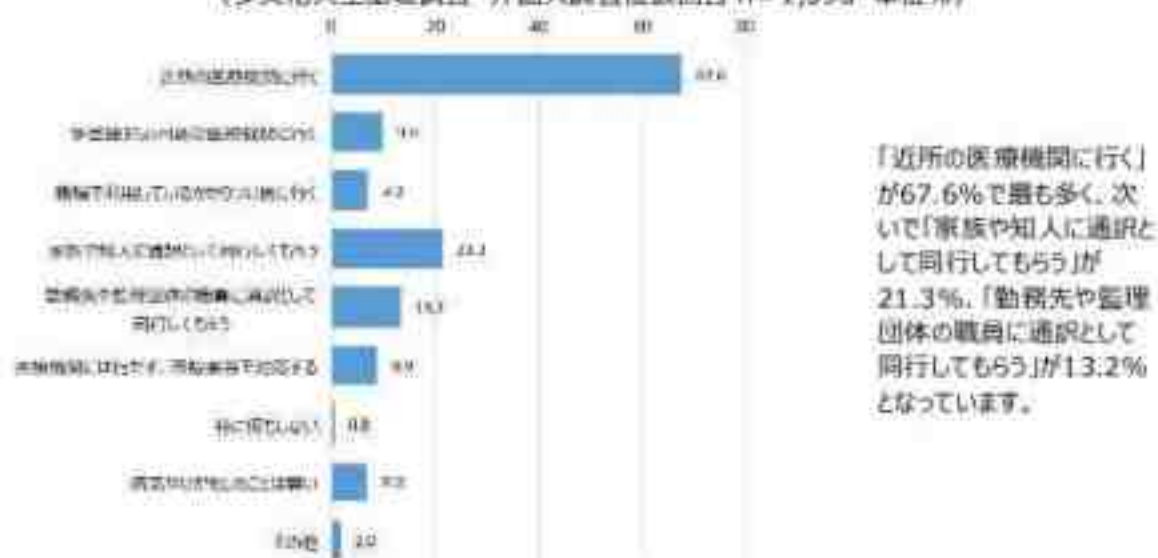
○住まいを探す際に困ったことは何ですか。

(多文化共生基礎調査 外国人調査複数回答 n = 1,593 単位%)



○あなたは、病気やけがをした時、どうしていますか。（救急事業を除く）

（多文化共生基礎調査 外国人調査複数回答 n=1,593 単位%）



外国人県民は、言葉や文化、習慣の違いなどにより、日常生活の様々な場面において、悩みや困難を抱えることがあります。そのため、外国人県民が困りごとを相談できる体制や、病院の受診、役所での手続き等生活支援の充実が必要となります。

#### ■これまでの取組

- ▷ 外国人県民が県からの情報を得られるようにするため、「外国人県民への情報提供に関するガイドライン」を策定し、多言語による情報を「静岡県多言語情報ポータルサイト かめりあ①」に掲載しています。【再掲】
- ▷ 外国人県民の生活上の相談に多言語で対応するため、「静岡県多文化共生総合相談センター かめりあ」を設置し運営しています。
- ▷ 外国人県民に対して、「やさしい日本語」や多言語により、感染予防策や注意喚起を呼びかけています。また、新型コロナウイルスの感染症に罹患を心配している外国人県民の不安に寄り添うため、毎日24時間、相談できる新型コロナウイルスホットラインを設置しています。【再掲】
- ▷ 外国人県民に対する相談体制・課題解決までの支援体制を強化するために、「多文化ソーシャルワーカー」を育成しています。
- ▷ 住宅が見つけない外国人県民等の要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進のため、関係団体、市町、県関係部署で構成する静岡県居住支援協議会において情報共有・意見交換を実施しています。
- ▷ 外国人県民が公営住宅入居に関して、住まい方のルールを理解し、相談しやすくするよう、公営住宅受付・相談窓口における多言語による対応を行っています。
- ▷ 外国人県民が安心して適切な医療を受けられるようにするため、医療機関向けに電話医療通訳サービスの提供や、日本の医療制度等を説明したリーフレットや国民健康保険制度のパンフレットを多言語で作成して周知を図るとともに、「医療ネットしずおか」により医療機関の情報を多言語で提供しています。

## ■施策の方向性とこれからの取組

**方向性 1** 外国人県民が身近な場所で相談したり、生活に必要な情報を入手できるよう、県、市町、国及び関係機関等との連携を強化します。

- 取組 1**
- ▶ 「静岡県多言語情報ポータルサイト かめりあ①」により、発信する情報件数の増加を図ります。【再掲】
  - ▶ 外国人県民とのコミュニケーションの円滑化を図るため、県・市町職員を対象に、やさしい日本語研修を継続するとともに翻訳機等の活用に関する研修を実施します。【再掲】
  - ▶ 「静岡県多文化共生総合相談センター かめりあ」などの相談窓口の充実のため、県や市町、国際交流協会、地方出入国在留管理局、労働局、NPO など関係機関が連携を図り、迅速かつ的確に相談に対応できる体制を構築します。
  - ▶ 外国人県民が住宅確保に困ることがないよう、関係機関による情報共有や情報提供を行うとともに、公営住宅での入居支援を充実します。

**方向性 2** 安心して、医療や保健、福祉サービスを受けることができるよう、支援を充実します。

- 取組 2**
- ▶ 感染症について、外国人県民が必要な情報を受け取り、多言語で相談できる体制を引き続き整備します。【再掲】
  - ▶ 外国人県民の文化的・社会的背景を踏まえて専門的相談に応じ、関係機関に働きかけて課題解決まで一貫して支援する「多文化ソーシャルワーカー」を引き続き育成します。
  - ▶ 外国人患者、医療機関相互が安心して受診・診療できる環境を整備します。また、インターネット上で休日・夜間の当番医情報や外国語に対応可能な医療機関を検索できる環境を整備します。
  - ▶ 外国人県民の高齢化が進んでいることを踏まえ、医療保険制度はもちろんのこと介護保険、年金制度についても国等と連携して外国人県民や企業等への周知を図ります。

## 5 外国人の子どもの教育環境の整備【活躍】

あるべき姿

外国人の子どもの教育機会を確保し、必要な日本語能力や学力等を身に付けられる環境を整備します。

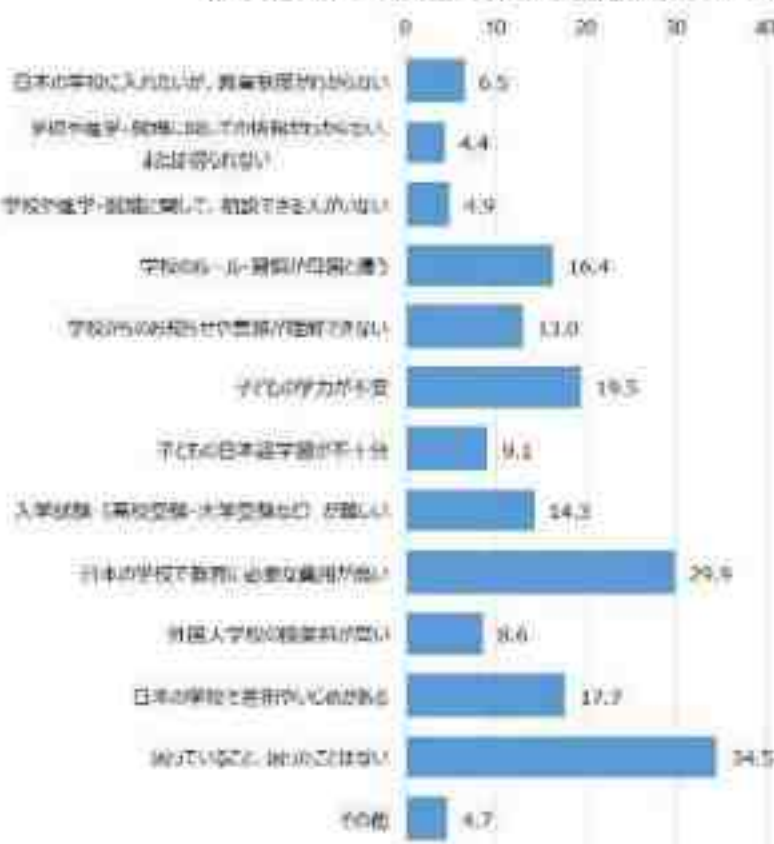
外国人の子どもの将来を見通した進路選択ができ、社会で自立していける環境を整備します。

指 標	現状値	目標値
外国人児童生徒等に対して必要な支援が実現できている学校の割合	小 90.6% 中 91.3% 高 89.5% (2020年)	100% (毎年度)
指 標	現状値	目標値
就学状況等調査・就学案内実施市町数	全市町 (2020年)	全市町 (毎年度)

### ■現状と課題

○お子さんの教育について、困っていること、困った経験をしたことはありますか。

(多文化共生基礎調査 外国人調査複数回答 n=1,593 単位%)



「困っていること、困ったことはない」が34.5%で最も多く、次いで「日本の学校で教育に必要な費用が高い」が29.9%、「子どもの学力が不安」が19.5%となっています。

○お子さんの将来についてどのように考えていますか。

(多文化共生基礎調査 外国人調査単数回答 n=385 単位%)



「日本で進学・就職し、日本で生活することを希望する」が69.6%で最も多く、次いで「わからない」が8.3%、「日本で進学・就職するが、いずれは母国に戻ることを希望する」が7.8%となっています。

外国人住民の増加に伴い、外国人児童生徒等も増加しており、教育の機会を確保するために、就学促進を図る必要があります。また、日本語指導を必要とする全ての児童生徒に対する指導・支援体制の充実が求められます。

## ■これまでの取組

- ▷ 全ての子どもが教育を受けることができるよう、全市町に対して就学案内を実施するよう依頼するとともに、市町と連携して就学状況等調査を実施し、実態を把握した上で就学を促進しています。
- ▷ 公立学校における支援指導体制の充実のため、小中学校、特別支援学校に在籍する外国人児童生徒への適応指導、指導担当者等への助言、援助等を総合的に実施しています。
- ▷ 児童生徒の在籍状況等を考慮して、教員採用選考試験において、ポルトガル語、スペイン語が堪能な人材を確保するため、資格を有する受験者に対して加点制度を設けています。
- ▷ 様々な理由により、義務教育を修了していない外国人住民などに、義務教育の機会を提供するため、静岡県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）の設置に向けた準備をしています。
- ▷ 学校におけるコミュニケーション支援のため、教職員を対象とした「やさしい日本語」普及の研修会の実施や自動翻訳機の活用を行っています。
- ▷ 県立高校の外国人生徒の進学・キャリア支援の充実のため、日本語教育及びキャリア面談等を実施しています。
- ▷ 外国人学校（ブラジル人学校高等部）に通う生徒を卒業後に正規雇用につなげるため、日本語教育、キャリア教育等の取組を実施しています。

## ■施策の方向性とこれからの取組

**方向性 1** 外国人の子どもの就学促進及び学びの継続のため、指導体制の確保、充実を図ります。

- 取組 1**
- ▶ 県内に居住する全ての子どもが教育を受けることができるように、引き続き就学状況等調査を実施し、実態を把握するとともに市町と連携して就学を促進します。
  - ▶ 外国人の子どもの教育環境の充実のため、市町と連携して、日本語指導コーディネーター等を活用した教育支援体制の整備を促進します。
  - ▶ 特別の教育課程を編成する児童生徒が在籍する小中学校に加配教員を配置するとともに、未配置校には日本語指導非常勤講師を配置し、日本語指導体制の充実を図ります。
  - ▶ 教員の指導力向上のため、外国人児童生徒担当教員研修会の内容の充実を図ります。
  - ▶ 外国人児童生徒等に対して、生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし、未来を切り拓くことができるようにするため、適切な日本語教育を受けることができる体制を充実します。【再掲】
  - ▶ 様々な理由により、義務教育を修了していない外国人県民などに、義務教育の機会を提供するため、静岡県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）を設置します。

**方向性 2** 外国人児童生徒等が、その能力・意欲に応じて将来を見通した進路選択等が行えるよう、支援を更に充実します。

- 取組 2**
- ▶ 将来の進路に希望をもって学習に取り組む生徒を育成するため、キャリアコンサルティング技術士及び日本語コーディネーターを支援対象校に巡回派遣し、生徒個々の状況を踏まえた個別支援プランを作成します。
  - ▶ 日本語能力に課題のある外国人生徒に対して、企業等が採用時に求める日本語能力の習得を目的とした日本語学習講座を実施します。
  - ▶ 各市町教育委員会の実践について情報共有し、児童生徒及び保護者にとってより有益な進路ガイダンス等の実施を促していきます。
  - ▶ 外国人学校（ブラジル人学校高等部）に通う生徒に対して、正規雇用に向けた日本語教育、キャリア教育等を実施し、外国人学校における取組を促進します。

## 6 社会参画の促進[活躍]

あるべき姿

外国人県民の地域コミュニティへの参画を促進し、能力を活かしコミュニティにおける日本人県民との橋渡しをするなど、日本人県民と相互に協力してよりよい地域を形成します。

指標	現状値	目標値
外国人県民からの意見を聴取する場を設けている、市町の数	11市町 (2020年)	19市町 (2025年)

### ■現状と課題

○多文化共生に関する次の意見についてあなたはどのように思いますか。

「日本人は、外国人が地域の活動に参加できるよう支援すべきだ」

(多文化共生基礎調査 日本人調査単数回答 n=415 単位%)



「そう思う」と「どちらかといえば思う」の合計は82.6%となっています。

○あなたは以下に挙げる団体や行事に参加したことがありますか。A～Dのそれぞれについて、教えてください。(多文化共生基礎調査 外国人調査単数回答 n=1,593)



「積極的に参加している」との回答が最も多かったのは「地域の行事 (お祭りや地域運動会等)」で9.7%となっています。

外国人県民は、日本人県民とともに様々な活動に従事し、県民主体の地域づくりにも貢献しうる存在です。外国人県民の視点や外国人県民がもたらす多様性を地域の活性化につなげるために、外国人県民の社会参画の促進が求められます。



## ■これまでの取組

- ▷ 外国人県民を対象とする防災出前講座を開催し、防災に対する日頃の備えや災害発生時の対応等に関する知識の普及や啓発に努めています。【再掲】
- ▷ 様々な理由により、義務教育を修了していない外国人県民などに、義務教育の機会を提供するため、静岡県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）の設置に向けた準備をしています。【再掲】
- ▷ 外国人県民が母語通訳者や支援者として地域日本語教育の場に関わるように養成しています。
- ▷ 外国人県民の地域のリーダーをコミュニティキーパーソンに登録し、行政からの情報の伝達や防災出前講座への協力を要請しています。
- ▷ 外国人県民の意見を施策に活かすために、静岡県多文化共生審議会の委員として外国人県民を委嘱しています。
- ▷ 留学生への支援のため、ふじのくに地域・大学コンソーシアムにおいて、生活支援の講座や交流事業を実施しています。

## ■施策の方向性とこれからの取組

**方向性 1** 外国人県民の主体的な地域活動への参加を促進し、地域づくりや地域防災等において、外国人県民が担い手となれるよう環境を整備します。

- 取組 1**
- ▶ 外国人県民が主体的に地域社会に参画できるよう、企業や NPO、自治会等が行う地域活動等の広報啓発を一層推進するとともに、外国人県民と日本人県民とが共に活動する先進事例や成功例等の情報発信を行います。
  - ▶ 外国人県民の意見を施策に活かすため、意見交換会等を実施します。
  - ▶ 防災に対する日頃の備えや災害発生時の対応等に関する知識の普及啓発及び地域防災の担い手を育成するため、外国人県民向けの防災講座を一層充実します。【再掲】
  - ▶ 様々な理由により、義務教育を修了していない外国人県民などに、義務教育の機会を提供するため、静岡県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）を設置します。【再掲】

**方向性 2** 留学生等を含めた外国人県民が、地域で活躍できる環境を整備します。

- 取組 2**
- ▶ 留学生への支援のために、ふじのくに地域・大学コンソーシアムにおいて、生活マナー・交通ルール講座の開催や大学連携型の日本人学生・留学生交流イベント等を実施します。
  - ▶ 留学生やコミュニティキーパーソン等を、「ふじのくに多言語情報発信サポーター」として登録し、SNS 等を使用して、県からの情報を同じ国の出身者へ提供する等、外国人県民を支援する人材としての活躍を推進します。

## 7 働きやすい環境の整備[活躍]

あるべき姿

外国人県民がいきいきと働くことのできる社会を目指します。

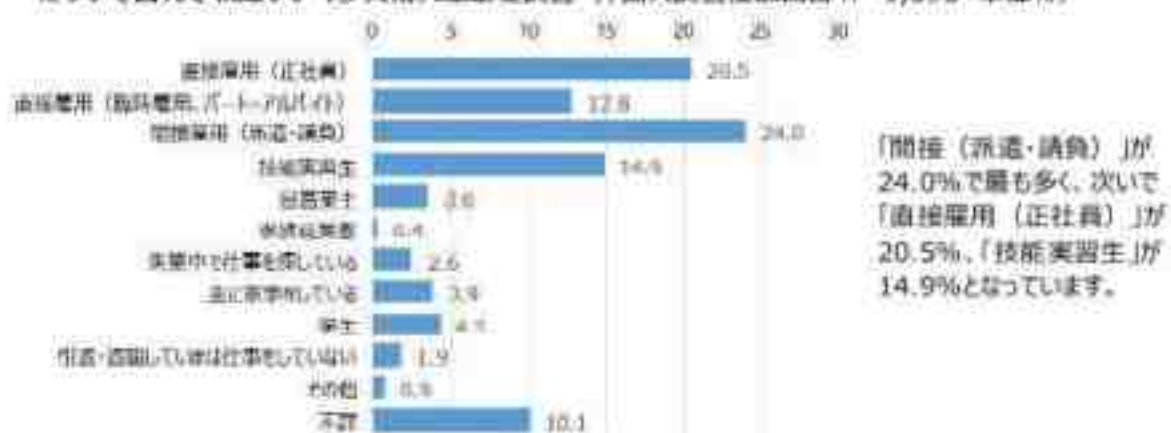
経済活動と外国人労働者の適正雇用を両立する社会を目指します。

指標	現状値	目標値
工科短期大学校等の定住外国人向け職業訓練受講者数	58人 (2020年)	100人 (2025年)

指標	現状値	目標値
ふじのくに地域・大学コンソーシアム事業への参加留学生数(県大学課調査)	378人 (2020年)	500人 (2025年)

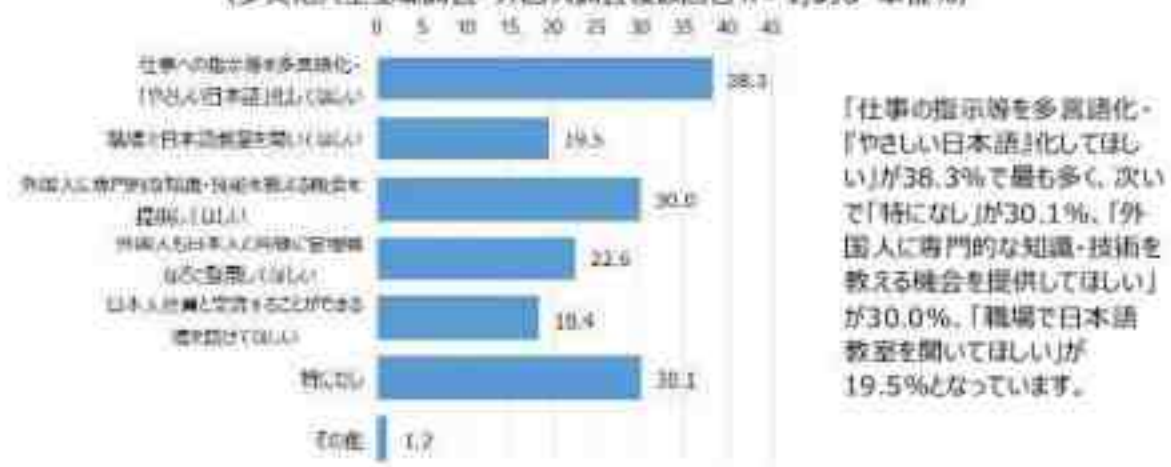
### ■現状と課題

○あなたの現在の仕事は大きく分けてこの中のどれにあたりますか。複数の仕事を持つ人は、主な仕事について教えてください。(多文化共生基礎調査 外国人調査複数回答 n=1,593 単位%)



○あなたが、職場でより活躍するためにはどのようなことを希望しますか。

(多文化共生基礎調査 外国人調査複数回答 n=1,593 単位%)



技能実習生の増加や特定技能制度の創設など、外国人労働者を取り巻く環境は変化しており、変化に応じた対応が求められています。外国人労働者がいきいきと活躍できるように、企業等と連携し、就労環境や雇用対策の適正化に取り組むことが必要です。

## ■これまでの取組

- ▷ 企業におけるコミュニケーション支援のため、「やさしい日本語」の民間向けの研修会を開催しています。
- ▷ 外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するため、他県と連携し、外国人労働者憲章の普及及び憲章セミナーを開催しています。
- ▷ 外国人県民の正社員化を進めるために、定住外国人職業訓練コーディネーターの配置や定住外国人を対象とした日本語能力等に配慮した職業訓練等を実施しています。
- ▷ 外国人県民の仕事に対する相談に対応するため、しずおかジョブステーションへ通訳者を配置しています。
- ▷ 外国人県民の正社員化・定着化のため、希望する定住外国人と企業の双方を、就労前から職場定着まで一貫して支援しています。
- ▷ 外国人県民の介護分野での就労を支援するため、県内介護事業所で働く外国人介護職員の日本語能力向上を支援しています。
- ▷ 農業分野での就労を目指す外国人県民等のために、就農相談から求人情報の提供、短期の就労体験の受入などを実施しています。
- ▷ 留学生の就労を促進するため、ふじのくに地域・大学コンソーシアムにおいて、留学生の就職支援を実施しています。

## ■施策の方向性とこれからの取組

**方向性 1** 外国人県民が安心して、いきいきと働けるように県内企業と連携し、職場内のコミュニケーションの円滑化や差別や偏見のない企業文化を創出します。

### 取組 1

- ▶ 職場内のコミュニケーションの円滑化のため、企業の従業員を対象とした「やさしい日本語」研修会を開催します。また、研修を受講した従業員が企業内で更に「やさしい日本語」の利活用を促せるよう、手引きや動画などを提供します。【再掲】
- ▶ 企業が外国人労働者等に向けて行う日本語教育について、日本語教師の紹介等円滑な実施を支援します。
- ▶ 企業や団体において、法令遵守の徹底や適切な労務管理が行われるよう、他県と連携し、外国人労働者憲章の啓発に努めるとともに、地方出入国在留管理局や労働局等と連携して適正な労働環境を整備します。

**方向性 2**

就労可能な在留資格を持つ外国人県民の就業機会を確保するため、就業支援や能力開発を促進するとともに、相談体制を充実します。

**取組 2**

- ▶ 農業分野での就労を目指す定住外国人等に対し、就農相談から求人情報の提供、短期の就労体験の受入などを実施します。
- ▶ 定住外国人の就職を支援するため、就労前の職業訓練を実施します。
- ▶ しずおかジョブステーションに通訳者を配置するとともに、面接等を学ぶ機会を提供します。
- ▶ 企業における定住外国人の活躍を促進するため、企業・定住外国人双方に対し、正社員として働く定住外国人の情報を発信します。
- ▶ 企業における定住外国人の活躍を支援するため、希望する定住外国人と企業の双方を、就労前から職場定着まで一貫して支援します。
- ▶ 外国人県民の活躍を官民一体となって支援するために、県、地方出入国在留管理局や労働局等国の機関、経済団体、労働団体等の外国人材の相談支援機関相互の情報共有や連携を強化します。
- ▶ 介護サービスの質の向上及び外国人介護職員の介護現場への定着を図るため、県内介護事業所で働く外国人介護職員の日本語力向上を引き続き支援します。
- ▶ 留学生の就職を支援するため、就職支援講座、インターンシップ推進など就職マッチングを強化し、静岡での就職を希望する留学生を取り残さない伴走型支援を実施します。

評価指標一覧

施策の柱	指標	現状	目標
1 多文化共生意識の定着	地域日本語教育を通じて多文化共生の場づくりに取り組む市町数	4市町 (2020年)	19市町 (2025年)
2 コミュニケーションの支援	SNS等を活用した「やさしい日本語」及び多言語による外国人向け情報提供数	455件 (2020年)	500件 (毎年度)
3 危機管理体制の強化	外国人向けに早期避難に必要な情報を提供している市町の数	30市町 (2020年)	全市町 (2025年度)
	外国人を雇用する企業等と連携した防災出前講座の開催回数	— (2020年)	10回 (毎年度)
4 生活支援の充実	かめりあによる出張相談会・専門家による相談会の開催回数	9回 (2020年)	9回 (毎年度)
	県の電話医療通訳事業により外国人患者受入環境を整備した救命救急センター設置病院の割合	27.3% (2020年)	100% (2025年)
5 外国人の子どもの教育環境の整備	外国人児童生徒等に対して必要な支援が実現できている学校の割合	小 90.6% 中 91.3% 高 89.5% (2020年)	100% (毎年度)
	就学状況等調査・就学案内実施市町数	全市町 (2020年)	全市町 (毎年度)
6 社会参画の促進	外国人県民からの意見を聴取する場を設けている市町の数	11市町 (2020年)	19市町 (2025年)
7 働きやすい環境の整備	工科短期大学校等の定住外国人向け職業訓練受講者数	58人 (2020年)	100人 (2025年)
	ふじのくに地域・大学コンソーシアム事業への参加留学生数	378人 (2020年)	500人 (2025年)

## 第5章 計画推進体制

### 1 計画の進め方（推進体制）

多文化共生を着実に推進していくためには、関係主体がそれぞれの役割を踏まえ、連携・協働しながら取り組んでいくことが必要となります。

#### ▶庁内体制の整備

多文化共生施策を総合的・計画的に推進するために、静岡県多文化共生推進本部に設置したプロジェクトチームにより、部局横断的に施策を推進していきます。

#### ▶市町との連携

県内全市町との多文化共生施策に関する意見交換や協議の場を随時設定し、情報の共有化や連携を図っていきます。

#### ▶他県との連携

群馬県・長野県・愛知県・静岡県・岐阜県・三重県・滋賀県・名古屋市の7県1市で構成する「多文化共生推進協議会」において、情報共有化や広域的施策展開を図り、課題解決に取り組むとともに、各省庁との情報交換や提案等を行っていきます。

#### ▶関係機関との連携

経済団体や県内企業等との連携・協力の上、計画推進の実効性を高めていきます。



## 2 多文化共生推進に携わるそれぞれの役割

多文化共生施策を推進するためには、県や市町などの行政だけでなく、地域、県民、国際交流団体、NPO、ボランティア団体、企業など多様な関係主体が積極的にそれぞれの役割を果たしつつ、連携・協働しながら取り組んでいくことが重要です。

### (1) 国

出入国在留管理庁を中心とした関係省庁の緊密な連携の下、共生社会の実現を図る外国人施策を着実に実施することや、地方公共団体が取り組む多文化共生施策に対して、十分な財政措置をはじめとする総合的サポートを行うことが望まれます。また、中長期的な外国人受入方針の策定も求められます。

### (2) 県

県は、本計画の実現に向けて、市町を包括する広域の地方自治体として、市町の境界を越えた広域的な課題への対応、市町レベルでは対応が困難な分野の補完、先導的な取組、様々な関係主体が連携して取り組むことができる仕組みづくりなどを推進します。

県教育委員会は、外国人児童生徒が学びやすい環境づくりを推進します。

県警察本部は、外国人県民を含むすべての県民の安全・安心な暮らしを守るための環境づくりを推進します。

### (3) 市町

市町は、外国人県民を含むすべての県民にとって最も身近な基礎的自治体として多くの行政サービスを担当・提供しており、重要な推進主体と考えられます。

市町には、地域の現状を踏まえつつ、国際交流協会等と連携・協力して、外国人県民の自立に向けて直接的に支援を行う主体としての積極的な取組が求められます。教育、住宅、福祉など日常生活に関する行政サービスを向上させるとともに、提供する行政サービスや税金の納付など履行義務などの情報を多言語で提供する必要があります。一方、地域における日本人県民に対しても、意識啓発等の取組を推進していく必要があります。

### (4) 県や市町の国際交流協会

国際交流協会は、県や市町と連携して、外国人県民に対する相談事業、多言語情報の収集・提供、ボランティア団体等への活動支援、多文化共生の啓発活動、外国人県民との交流事業など、地域のニーズや課題を踏まえた取組の推進や、様々な多文化共生活動を推進する関係主体間のネットワーク構築を図ることが期待されます。

県国際交流協会は、市町国際交流協会などの事業に対する支援やコーディネート機能を強化し、県民やNPO、ボランティア団体などが活動を行いやすい環境整備に努め、地域における民間活動の中核的な役割を担うことが期待されます。

#### (5) NPO、ボランティア団体など

さまざまな交流事業や外国人支援など多文化共生推進の取組を行うNPOやボランティア団体は、ノウハウや情報、ネットワークを有しています。

各団体の特色を生かしながら、地域のニーズを的確に把握した取組や行政機関が対応しきれない部分に対して、外国人県民の地域活動への積極的な参加促進を図りながら、多様な活動を展開していくことが期待されます。

#### (6) 地域、県民

地域づくりの主役は外国人県民及び日本人県民であり、県民一人ひとりが、それぞれの異なる文化や習慣、価値観を相互に理解、尊重するとともに、地域における様々な活動に、主体的、積極的に参加し、「顔の見える関係」を作ることが期待されます。

外国人県民は、地域で自立して日本人県民と共生していくために、日本語の習得が不可欠です。また、日本の文化や生活習慣に関する理解を深めるとともに、日本の法令や生活ルール等を遵守する必要があります。自らが地域社会の構成員であるとの意識を持ち、地域住民間の交流や地域での活動に積極的に参加することが求められます。

日本人県民は、外国の文化や生活習慣などの理解に努め、外国人県民を地域の一員として認めるとともに、積極的に外国人県民との交流を深めることが求められます。

自治会・町内会は、地域づくりにおける基礎的な団体であり、外国人県民と日本人県民との接点となる場であることから、外国人県民の加入を促進するとともに、祭りや運動会など地域の行事への参加を促進し、多文化共生の基礎づくりを行うことが期待されます。

#### (7) 企業

地域経済の活性化と競争力強化のためにも、外国人県民を日本人県民と同様に企業活動を支える重要な人材と捉え、その能力に応じて積極的に雇用し、育成していくことが求められます。また、外国人労働者を雇用している企業は、外国人県民の経済的な活動の場を提供するだけでなく、仕事を通じた人間関係を育む場としても重要な役割を担っています。

外国人労働者を直接・間接に雇用している企業は、外国人労働者の人権を尊重し、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法などの労働関係法令の遵守に努めるとともに、外



国人労働者の日本社会への適応を促進するための取組や日本語教育の機会の提供、「やさしい日本語」や多言語によるコミュニケーション支援が求められます。

地域社会との共生を図る観点からも、外国人労働者の生活環境の改善、外国人労働者の家族の生活や子供の教育に関する支援も期待されています。外国人労働者を雇用して利益を得ている企業としての社会的責任を認識し、多文化共生にかかる取組への連携・協働が求められます。

#### (8) 教育機関

小学校、中学校、高等学校等は、外国人児童生徒等が日本語や教科などを学習する重要な役割を担う場所です。日本語指導が必要な全ての外国人児童生徒等に対して日本語教育を行うことや学習支援、適切な進路指導が求められます。また、学校行事や先生との面接、PTA活動などで、外国人県民と日本人県民が出会う場も多く、多文化共生意識の定着を図る場としても期待されます。

大学では、実態調査や政策立案などにおいて、行政、NPO、ボランティア団体などへの支援、多文化共生の啓発、学生や留学生による外国人県民への支援活動など、教育研究の成果を活かしての地域貢献が期待されます。

また、日本語能力に優れ日本社会の理解も高い留学生は、卒業後も地域や企業で活躍する可能性があることから、県内で住み続けることが期待されます。

## 参考資料

---

### 1 静岡県多文化共生推進基本条例

2008年12月26日  
条例第59号

静岡県多文化共生推進基本条例をここに公布する。

静岡県多文化共生推進基本条例

目次

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 多文化共生推進基本計画（第6条）

第3章 多文化共生の推進に関する基本的施策等（第7条～第11条）

第4章 静岡県多文化共生審議会（第12条～第17条）

附則

#### 第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、多文化共生の推進に関し、県、県民及び企業その他の民間の団体の責務を明らかにするとともに、多文化共生の推進に関する施策（以下「多文化共生施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、多文化共生施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって多文化共生社会を実現することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において「多文化共生」とは、県内に居住する外国人及び日本人が、相互の理解及び協調の下に、安心して、かつ、快適に暮らすことをいう。

（県の責務）

**第3条** 県は、多文化共生施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、多文化共生施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するよう努めるものとする。

（県民の責務）

**第4条** 県民は、地域、職域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において多文化共生を推進するよう努めるものとする。

（民間の団体の責務）

**第5条** 企業その他の民間の団体は、その事業活動に関し、多文化共生を推進するよう努めるとともに、県又は市町が実施する多文化共生施策に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 多文化共生推進基本計画

**第6条** 知事は、多文化共生施策を総合的かつ計画的に実施するため、多文化共生推進基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、多文化共生施策の大綱その他多文化共生施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ広く県民の意見を聴くとともに、静岡県多文化共生審議会に意見を求めるものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

## 第3章 多文化共生の推進に関する基本的施策等

### （広報活動）

**第7条** 県は、多文化共生の推進に関する県民の理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

### （市町との協働）

**第8条** 県は、多文化共生の推進に関する市町の役割の重要性にかんがみ、地域における多文化共生の推進に市町と協働して取り組むものとする。

### （県民の活動を促進するための支援）

**第9条** 県は、県民が行う多文化共生の推進に関する活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

### （調査研究）

**第10条** 県は、多文化共生施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

### （年次報告）

**第11条** 知事は、毎年、多文化共生施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

## 第4章 静岡県多文化共生審議会

### （設置及び所掌事務）

**第12条** 県に、静岡県多文化共生審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 基本計画に関し、第6条第3項に規定する意見を述べること。

(2) 知事の諮問に応じ、多文化共生の推進に関する基本的施策及び重要事項について調査審議すること。

(3) 県の多文化共生施策の実施状況について、知事に意見を述べること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、多文化共生の推進に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織)

**第13条** 審議会は、知事が任命する委員15人以内で組織する。

(任期)

**第14条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第15条** 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第16条** 審議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

**第17条** この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 静岡県多文化共生審議会委員名簿

(任期 2021年6月20日 - 2023年6月19日)

No	氏名	職名
1	池上 重弘	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授
2	王 萱(オウ カヤ)	(株)小林製作所 (中国)
3	北河 実則	名古屋出入国在留管理局 首席審査官
4	小林 利彦	(一社)静岡県医師会 副会長
5	斎藤 薫	浜松商工会議所 会頭
6	◎酒井 公夫	(一社)静岡県商工会議所連合会 会長
7	辨原 昭雄	沼津市自治会連合会 会長
8	板本 勝信	常葉大学経営学部 教授
9	◎鈴木 宏征	藤枝市立葉梨中学校 校長
10	高畑 幸	静岡県立大学国際関係学部 教授
11	田中 恵子	(特非)浜松外国人子ども教育支援協会 (TOMO2) 顧問
12	田平 相川 アンジェラ 明美	浜松磐田信用金庫 (一社)磐田国際交流協会 理事 (ブラジル)
13	土屋 真理	静岡県弁護士会登録司法通訳 (フィリピン)
14	奈良 直紀	沼津商工会議所 副会頭
15	ラクスミ デワヤニ	静岡県多文化共生総合相談センター相談員 (ムスリム)

(◎会長 ○副会長) (敬称略、50 音順)

### 3 計画策定の経過

#### 2020年度

##### ○多文化共生基礎調査の実施

実施時期	概要
2020年8月から9月まで	静岡県多文化共生に関する基礎調査 (日本人調査・外国人調査)実施

#### 2021年度

##### ○静岡県多文化共生審議会

回次	開催日	主な概要
第28回	令和3年7月12日	次期計画の策定の方向性、基礎調査の結果
第29回	令和3年10月20日	次期計画の骨子及び計画案
第30回	令和4年1月19日	

##### ○静岡県多文化共生推進本部

回次	開催日	主な概要
第1回	令和3年5月26日	次期計画の策定の方向性、基礎調査の結果
第2回	令和3年10月15日	次期計画の骨子及び計画案
第3回	令和4年2月16日	

##### ○県民意見の募集

実施時期	概要
2021年12月21日から 2022年1月16日まで	静岡県HPで県民意見を募集

## 4 2020年度静岡県多文化共生基礎調査

### (1) 趣旨

静岡県多文化共生推進基本計画策定の基礎資料とするため、県内に在住する日本人及び様々な国籍の外国人を対象に、外国人との共生に関する日本人の意識や外国人の生活や就労の実態等を調査しました。

### (2) 調査の概要

調査結果は県 HP に掲載しています。▶



#### ○対象者等

区分	内容
対象者	県内に居住する16歳以上の日本人及び外国人
対象市町	静岡市、浜松市、富士市、焼津市、磐田市 計5市
国籍	2019年6月末現在の県内の上位8カ国（ブラジル、フィリピン、中国、ベトナム、韓国・朝鮮、ペルー、インドネシア、ネパール）
抽出数	対象市の住民基本台帳（8月1日現在）から、該当する日本人1,000人及び外国人4,000人、計5,000人を無作為抽出
調査方法	アンケート用紙、返信用封筒（料金後納）を同封し郵送 オンライン回答用のQRコードも併せて同封し、どちらかで回答
主な調査事項	日本人/属性、外国人との交流状況、行政に求める施策等 計11問 外国人/属性、日本人との交流状況、子どもの教育、行政に求める施策等 計36問

#### ○市別対象者数

市町	ブラジル	フィリピン	中国	ベトナム	韓国	ペルー	インドネシア	ネパール	合計	日本人
静岡市	283	161	112	100	49	44	32	19	800	200
浜松市	284	161	112	100	49	44	32	18	800	200
富士市	284	162	112	100	49	44	31	18	800	200
焼津市	284	162	111	100	49	45	31	18	800	200
磐田市	284	161	112	100	49	45	31	18	800	200
合計	1,419	807	559	500	245	222	157	91	4,000	1,000

\*外国人の国籍別人数の割り当てについては県内人口比とし、国籍ごとの人数は各市に均等に割り当てた。

\*日本人は各市に均等に割り当てた。

### (3) 回収結果

#### ○日本人調査

	オンライン回収 a)	郵送回収 b)	重複による 無効ケース c)	その他の 無効ケース d)	データ確認後 有効回答数 a+b-c-d
総数	99	319	2	1	415

\*その他の無効ケースは「本人病気のため回答不可」と回答（以下白紙）

## ○外国人調査

	オンライン回収(a)	郵送回収(b)	重複による 無効ケース(c)	データ確認後 有効回答数 a+b-c-d
総数	462	1,165	34	1,593
調査票言語別内訳				
ポルトガル語	121	312	12	421
フィリピン語	101	242	15	328
中国語	56	138		194
ベトナム語	82	82	6	158
韓国・朝鮮語	4	23		27
スペイン語	-	53		53
インドネシア語	-	47		47
ネパール語	-	17		17
日本語	98	251	1	348

\*スペイン語、インドネシア語、ネパール語については、オンライン回収は実施しなかった。

## (4) 調査項目

### ○日本人調査項目

基本属性	性別、年齢、居住市、自治会加入
多文化共生に関わること	外国人との付き合い、外国人への親しみ、「やさしい日本語」の認知度、多文化共生に関する意見、外国人に対する差別の認知、行政の取り組むべき課題、外国人増加の影響

### ○外国人調査項目

基本属性	性別、年齢、国籍、在留資格
日本での生活	日本での通算滞在年数、今後の滞在予定年数、居住市、一緒に住んでいる人の種類、住まいの形態、住まいを探す際に困ったこと
日本人との関係	日本人との付き合い、日本人への親しみ、被差別意識、相互理解のために外国人がすべきこと、自治会への加入、非加入の理由、団体・行事への参加
防災・防犯	災害時における情報の入手方法、災害への備え、地域の治安・防犯、日本の交通ルール学習
日本語の能力	日本語での会話能力、日本語を読む力、日本語を書く力
社会との関係	生活情報の入手方法、困ったときの相談先、病気やけがをした際の対応
子どものこと	同居している6～15歳の子どもの数、子どもの最もよく話せる言語、子どもの就学、子どもの学力に対する心配、子どもの日本語学習、子どもの将来、子どもの教育で困ったこと
現在の仕事	現在の就業形態、現在の仕事の内容、職場での活躍のために希望すること
行政への要望	市や県に望む行政サービス





ふじのくに多文化共生推進基本計画

2022年3月

---

静岡県くらし・環境部県民生活部多文化共生課